

北海道科学大学人権侵害・ハラスメント対策に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）における人権侵害・ハラスメントの防止に努めるとともに、発生した問題への迅速な対応、及び公正な措置を行うために必要な事項を定め、学生及び教職員等が勉学、教育・研究及び職務を遂行できる適正な環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用するものとする。

- (1) 本学に在籍する学生（研究生、科目履修生を含む）
- (2) 本学において就労する専任、非常勤、臨時の教職員及び外部委託の勤務者

(定義)

第3条 人権侵害とは、個人の人種、性別、信条、障害疾病、性的指向を理由とした差別的な言動及び取扱いや、個人のプライバシーを侵害するなどにより、個人の尊厳を傷つける言動によって不快な感情及び不利益を与えることをいう。なお、次項に定めるハラスメントを含むものとする。

2 ハラスメントとは、他社に対する発言・行動が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを意味し、次のことをいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的な言動をすること
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場における優位性を利用し、精神的・身体的苦痛を与える又は学習・研究環境を悪化させる不適切な言動をすること
- (3) パワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用し、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動をすること
- (4) ジェンダー・ハラスメントとは、性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどの言動をすること
- (5) モラル・ハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせる言動をすること
- (6) アルコール・ハラスメントとは、飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な言動をすること
- (7) スモーク・ハラスメントとは、喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般のこと
- (8) その他のハラスメント
前各号のハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動によって、相手に不快の念を抱かせる性質の言動

(人権委員会)

第4条 人権侵害・ハラスメントに関する申告者への対応及び救済等に対処するため、北海道科学大学組織規程第19条に基づき人権委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に必要な事項は、別に定める。

(相談窓口)

第5条 人権侵害・ハラスメントに関する相談等に対応するため、相談窓口を設ける。

2 相談窓口は各委員とし、氏名等を公表するものとする。

3 委員は、相談の申し出があった場合は、複数の委員により相談内容を聞き取り、その結果を速やかに委員長に報告しなければならない。

4 委員は、相談の申し出があった場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 被害者の抑圧やもみ消しになるような言動を行わないこと。

(2) 当事者間の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、何らかの解決策を押し付けるようなことをしないこと。

(措置)

第6条 学長は、事案発生に伴う調査結果の報告を受けた場合、申告者及び被申告者に対し、必要な措置を講ずる。

2 当事者が学生の場合には、学生支援センターに対し当該学生の措置についての検討を付託し、教職員の場合には、法人就業規則に基づき、理事長に調査結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 人権侵害・ハラスメントの対応にかかわるすべての者は、申告者並びに被申告者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 教職員及び学生等は、人権侵害・ハラスメントに関する相談、又は事実関係の確認への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「北海道工業大学セクシャル・ハラスメント対策に関する規程」(平成12年4月1日施行)は廃止する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。